

農地へ盛土等を行う場合は 農業委員会への届出が必要です

近年、農地を土捨て場として利用したり、産業廃棄物を投棄したりといった本来の趣旨から外れた利用が問題となっています。こういった農地の不当な利用を防ぐため、農業委員会では、農業者が農地の保全や耕作条件の改善を目的として、田や畑に盛土等をする農地の改良を行う場合、事前に所有者から「農地改良届」を提出していただき、その計画が適当であるか審査をしています。

農地は残土捨て場ではありません！

農地改良とは、農業者自らが農地に盛土等をして利用度を高め、農地の保全、農業経営の合理化と農地の有効利用を図ることです。

業者が建設工事残土（土砂等）を捨てることを目的に農地改良等を行う場合には、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要になります。

農地転用の許可なしにこのような行為があった場合は、農地転用違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）となります。

- 盛土には耕作に適した良質土を使用しましょう。
- 産業廃棄物等を投棄覆土することは絶対にやめましょう。

農地改良届の手続きは？

届出者

農地改良工事を施工する方（農地の耕作者）

建設業者による土捨て行為等につきましては、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要となります。

また、農地を一時的に仮設道路、資材置場、現場事務所等で利用する場合についても、農地の一時転用に該当し農地法の許可が必要となります。

届出時期

工事着手1か月前まで提出（受付は随時行っています）

※書類の審査に日数を要しますので、余裕をもって届出ください。

書類

農地改良届 2部

添付書類

- ①土地の全部事項証明書
- ②公図の写し
- ③案内図
- ④同意書（隣接者）
- ⑤工事計画書（計画平面図および断面図）
- ⑥工事契約書の写し（業者請負の場合）
- ⑦現況写真（着工前）

確約事項

- ①盛土には耕作に適した良質土のみ使用し、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物および同上第4項に定める産業廃棄物を投棄しないこと。
- ②工事施工により損害、被害が生じた場合は、届出人の責任において善処すること。
- ③工事完了後は、3年以上農地として有効利用すること。

農地改良届手続き後の留意点

①改良農地の境界・標示

農地改良を施工する農地については、施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良工事の標示板を設置しなければなりません。

②施工上の責務

事業者は、農地改良工事の施行に関し、隣接農地の所有者（耕作者を含む）の意見を尊重しその理解と協力を得られるように努めるとともに、隣接農地に被害を及ぼさないように対策を講じなければなりません。

③農地改良の指導

農業委員会は必要に応じて現地調査を行い、工事が完了するまで監視指導をする場合があります。

④完了報告

農地改良届出人は、農地改良届に記載された工事完了後、10日以内に完了報告書を2部（工事施工前・施工中・施工後の写真添付）提出しなければなりません。

農地の利用状況調査を実施します！

農業委員会では、毎年農地の利用状況調査を実施しています。農地改良を行った農地もその対象とし、工事完了後、農地として利用されていない場合や、残土処分場等として違法転用されている場合は、指導の対象となります。改良した農地は適正に利用しましょう。

- 詳しくは、農業委員会事務局または最寄りの各地域局地域課へご相談ください。

窓 口	電話番号
農 業 委 員 会 事 務 局	35-2172
増田地域課産業建設係	45-5515
平鹿地域課産業建設係	24-1118
雄物川地域課産業建設係	22-2187
大森地域課産業建設係	26-2116
十文字地域課産業建設係	42-5119
山内地域課産業建設係	53-2934
大雄地域課産業建設係	52-2111